

な税負担の確保、税務行政の効率化等の見地からみて、制度の導入を進めるべきである。ただし、導入に当たって制度創設と運営とにかかる経費の節減をはかり、さらに納税者の情報等に関してプライバシーが侵害されることがないよう、法制面の整備が必要である。また経済・金融取引への影響にも十分に配慮するものとする。

6. 電子申告制度の整備

政府は電子政府の実現に向け総合的な施策を進め、税務についても税務署等に赴くことなく申告と納税を済ませる制度を設けた。この制度の普及は納税者の利便に役立ち、ひいては税務の効率化にも寄与するものであり、情報管理を含め、安全かつ信頼される仕組みを確立する必要がある。他方、ここ数年来電子商取引が増大しているが、この問題は、会計処理や税務執行にも深く関係しているため、適正な税環境の整備をはかるものとする。

第三 事業承継税制の確立について

相続税および贈与税について、相続時精算課税制度が導入され、これを多くの人々が利用し、それなりに中小企業経営者らの事業承継にも寄与していると評価できる。しかしながら、雇用の維持・増加等の面で中小企業が地域社会において果たしている役割を考えるならば、欧米並みの事業承継税制を制度として確立することが不可欠であり、以下の改正を求める。

1. 取引相場のない株式等の課税軽減

平成16年度改正で、相続税の課税価格の減額措置について、上限が引き上げられたのは評価できる。しかし、減額率10%は据え置かれており、欧米で導入されている株式の非課税制度または控除制度を参考に、例えば50%程度に引き上げるなど拡充を求める。そのさい小規模宅地の特例のうち、居住用宅地の特例については完全な併用を認める。

2. 物納要件の緩和等

取引相場のない株式に係わる相続について、現在の物納要件では物納が難しい例が多く利用しにくいので、物納許可要件を緩和するよう求める。また、現在の一般的な延納制度とは別に、取引相場のない株式の相続に関して一定期間、納税が延期できる制度を設け、事業承継の円滑化をはかる。

第四 消費税の充実について

危機的な財政事情、少子化などによる社会保障給付費の増加、租税負担率や税収構造の現状などからみて、消費税率は将来的には2桁台に上げざるをえない状況である。また、この消費税充実、税収構造の直間比率の是正などにも寄与できる。

しかし消費税率引き上げの前に、政府はまず徹底した行財政改革を断行して歳出を削減すべきであり、実際の導入にさいしては景気等に十分配慮し、段階的に行うものとする。なお、消費税を福祉目的税に改めるべきであるという意見については、まず社会保障関係の支出と負担との関係を明確に説明し、消費税充実の意義について国民の理解を得る必要がある。

なお、現行消費税制では課税売上高割合が95%以上の場合、課税仕入れ全額について仕入税額控除が認められているが、対象企業に行き過ぎた益税をもたらしていると考えざるをえない。この制度の受益者は主として大企業であり、事務処理上もさしたる問題がないはずであり、このさい改

めるべきである。このほか消費税の滞納防止について、引き続き制度・執行の面で一層の改善をはかり、消費者の不信感を取り除く必要がある。

第五 地方税制の見直しについて

地方自治体が自らの責任で政策を決め、その政策を実施するための自主財源を増やす等の理由で地方税制の見直しが進められているが、より早くより大胆に実行され、財源調整についても積極的に取り組むよう強く期待している。この改革に関連し、次の各項について地方税制の見直しを求める。

1. 固定資産税の軽減

現在の評価額決定方式では、地価の実勢等からみて適切な評価が反映されないため基本的に収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。ただし、居住用家屋については、建築後の経過年数に対応した評価法に改める。他方、事業用宅地については、居住用宅地に関する特例に準じた負担軽減を行う。

以上の固定資産税の改革に関連し、都市計画税についても固定資産税見直しと同様の考え方により積極的な見直しを進める。なお、土地の評価については、行政の効率化のためにも評価体制の改革を進め、納税者がわかりやすい制度にする必要がある。

2. 事業所税と超過課税の廃止

事業所税は、目的税とはいえ固定資産税と二重課税されている、といわざるをえない。しかも最近では市町村合併によって、新しく課税対象とされる事例もみられる。他方、主として法人を対象にする形で超過課税を行っている自治体が多く、これは速やかに廃止すべきである。

3. 法定外目的税の乱用防止

地方自治体の自主財源の強化、応益負担の重視等の考えからみて法定外目的税の活用は、それなりに評価できるものもある。しかし、課税対象を法人企業とする、環境対策を理由づけにする、等により安易に課税する事例も多い。税の理念、とりわけ地方税は広く薄い形で住民全体で負担すべきものであることを考え、法定外目的税の安易な導入は避けるべきである。

4. 申告納税制度の改革

税制を簡素化し納税コストを軽減する等、行政改革の実をあげるために国税と課税対象を同じくする道府県民税、市町村民税については申告および納税手続きの一層の改善・合理化をはかる必要がある。

第六 環境税制について

環境問題は、21世紀の人類共通の課題であると認識されており、各国政府、国際機関さらにはNGO等によって環境破壊防止対策、あるいは環境保全対策が進められている。その場合、税制を積極的に活用することが望ましいとされており、わが国でも多くの問題提起が行われている。

しかし、課税源や税収、税の用途、さらには現在のエネルギー関係税や特定財源制度との関連、その他、慎重に検討すべき事項が多く、政府はじめ関係者が問題点を整理し国民合意の形成に努めるよう求める。